

③ その他経済援助一覧 (令和6年度に募集があったもの)

※ 下記は令和6年度の募集状況を示しております。申請する場合には、当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。

附番	対象			学部や専攻	奨学金名 団体名等	助成対象期間	助成額	出願資格等	申請締切	備考	推薦書	
	学部	修士課程	博士課程									
1	○	○	○		パロツク村井博之財団助成金	2024年4月1日～2025年3月31日までの1年間	・1件上限40万円 助成件数は5件程度を予定。 ※申請された活動に係る費用総額の一部に充当されるものも認めます。 ※採択にあたり、本財団は予算の減額調整を行うことがあります。  助成金の使途は、申請された研究・開発もしくは活動にあたり通常必要とされる費用で目的と計画に照らして合理的な範囲とし、人件費・事務維持費・生活費等の経費を除きます。支出内容は記録に残し、研究終了後に「完了報告書」を「収支報告書」に併せて提出して下さい。	①日本国内に居住する者で、日本国内の大学(含む大学院)、短期大学、専門学校に在学する日本人学生及び外国人留学生。 ②応募は主体的活動を行うグループ(以下「所属グループ」という)の代表者が行い、同一グループからの出願は1件までとする。 ③本財団が企画する行事(贈呈式等)への参加に協力することができる者 ④助成期間終了時(2025年3月31日)まで学生であることが見込まれる者 ※3年以内に受給した者は、選考時の優先順位を考慮することがあります			・指導教員や学長からの推薦状が必要です。	○
2	○	○	○		やまがた就職促進 奨学金返還支援事業	助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に県内に居住、かつ3年間就業した場合に助成します。助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対し、繰上返還として一括で支払います。  ※就業4年目、5年目に居住・就業の要件を満たさなくなった場合は、県に助成金を返還する必要があります。	【やまがた若者定着枠】 ・2万6千円×令和6年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数 4年制大学の場合の最大支援額124万8千円 【産業人材確保枠】 ・2万6千円×令和6年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数 4年制大学の場合の最大支援額124万8千円 ※女性対象者にはさらに10万円の加算  ※登録企業等以外の県内企業に就業した場合は支援金額が1/2になります。	次の各号のいずれかに該当する者としてします。 (1)次のA, Bいずれかに該当する者 A山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を卒業し、次に掲げる日本国内に所在する大学等に在学している方 ア大学院(修士課程及び博士課程前期を含む)、イ大学、ウ高等専門学校(第4,5学年及び専攻科に限る)、工短期大学、オ専修学校専門課程、カ山形県立産業技術短期大学校、同区内校、山形県立職業能力開発専門学校 B県内に所在する大学等に在学している方 (2)将来定住を希望する市町村が対象とする奨学金の貸与を受けている者又は今年度中に受ける予定の者 ※複数の奨学金の貸与を受けられる場合でも、助成対象とする奨学金はそのうち一つの奨学金とする (3)県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主(以下「県内企業等」という。)への就業又は県内での創業を希望する者 ※公務員及び以下、修学資金の対象職種(医師、看護師等、保育士、介護福祉士、病院薬剤師)は本事業の対象外となります。 ・山形県医師修学資金 ・山形県看護職員修学資金 ・山形県保育士修学資金 ・山形県介護福祉士修学資金 ・山形県病院薬剤師奨学金返還支援制度 (4)次の各号のいずれにも該当する者 ア 大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住し、かつ5年間以上継続して居住する見込みの者 イ 大学等卒業後13か月以内に山形県内で正規雇用(※)として就業又は創業し、かつ5年間以上継続して就業する見込みの者 (※) 正規雇用とは次のすべてに当てはまる雇用形態とします。 ① 期間の定めのない労働契約をしていること ② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び至急形態、賞与、対象金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること (5)申請時点において、次の各号のいずれにも該当しない者 ア この事業により返還支援を受けようとする奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者 イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、すでにやまがた就職奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者 ウ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者 (※県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く)	2024/5/20-2024/9/30	(例) 4年制大学の場合：26,000円×48か月 =1,248,000円を上限に支援します。		
3	○	○	○		行田市奨学金返還支援制度	初回の申請年度から最大3年間	本市に住居登録をして以降、申請年度において返還した奨学金の額の2分の1(上限年12万円) ※他の奨学金返還支援制度を利用している場合は、その額を差し引いた額を支給対象とします。	以下のすべての要件を満たす必要があります。 1. 申請年度において、支援対象となる奨学金を返還されている方 2. 令和6年2月1日以前、新たに本市に住居登録された方 3. 申請時に属する年度末日時点において30歳以下の方 4. 申請日から3年を超えて本市に居住する意思を有する方 5. 就業している方(個人営業主も含む) 6. 本市アンケートなどに協力できる方(移住者の視点から本市への意見等を聴取いたします)	2024年4月1日～ 2025年3月31日	採用後、実績報告書の提出が必要です。		
4	○	○	○		やまがた就職促進 奨学金返還支援事業 (産業人材確保枠)	助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に県内に居住、かつ3年間就業した場合に助成します。助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対し、繰上返還として一括で支払います。  ※就業4年目、5年目に居住・就業の要件を満たさなくなった場合は、県に助成金を返還する必要があります。	2万6千円×令和3年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数を乗じた額、又は奨学金の返還残額のいずれか低い額を上限に支援します。 ・登録企業等に就業しなかった場合、助成金額は2分の1となります。 ・助成対象者が女性の場合は、上記の額に10万円を加算します。	次のA又はBのいずれかに該当する方で、かつ1, 2の要件を満たす方が対象です。 A山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を卒業し、次に掲げる日本国内に所在する大学等に在学している方 ア大学院(修士課程及び博士課程前期を含む)、イ大学、ウ高等専門学校(第4,5学年及び専攻科に限る)、工短期大学、オ専修学校専門課程、カ山形県立産業技術短期大学校、同区内校、山形県立職業能力開発専門学校 B県内に所在する大学等に在学している方  1. 次奨学金の貸与を受けている方 ア日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)、イ日本学生支援機構第二種奨学金(有利子)、ウ県内市町村が実施する奨学金、工技能者育成資金 2. 大学等を卒業後13か月以内に、山形県内に居住かつ登録企業等に正規雇用として就業し、その後5年間継続する見込みの方	令和6年5月20日～9月 30日	(例) 4年制大学の場合：26,000円×48か月 =1,248,000円を上限に支援します。		
5		○		工学・ 理学・ 農学	山口県高度人材確保事業に係る奨学金返還補助制度について	奨学金返還補助制度の対象者として決定された方が、大学院修了等の後、県内製造業又は県内情報サービス業を有する企業(対象企業)で就業を始めてから12年間のうち、県内製造業又は県内情報サービス業で就業した期間を補助の対象とします。ただし、補助の対象とする期間(補助対象期間)は最大6年間とする。	補助対象期間の月数を72で除して得た数を、奨学金の返還額(※)に乗じて得た額(円未満切り捨て)に相当する金額を上限とします。 ※対象者に決定された年の4月から2年間に貸与を受けた金額に限ります。 ※有利子奨学金の場合、利息は補助対象外です。 ※補助金の対象となる奨学金の返還額は、2112千円(奨学部においては1536千円)が上限です。	次の(1)から(3)のいずれにも該当する方が募集対象です。 (1) 応募時点で、奨学金(経済的な理由で就労が困難な学生を支援するために国、地方公共団体、大学、(独)日本学生支援機構その他知事が適当であると認めるもの(※)が当該学生に対して貸与する資金で貸与を受けた本人が返済義務を負うものをい、山口県内での就業又は居住等を要件として返還額の全部又は一部が免除されるものを除く。以下同じ。)の貸与を受けている方又は貸与の申請をしている方。 (2) 応募時点で、次のア、イのいずれかに該当する方。 ア 大学院修士課程(博士課程前期を含み、一貫制博士課程を除く)の1年生で、工学研究科、理学研究科、農学研究科もしくは薬学研究科(これらに相当する研究科を含む。)に在籍 イ 大学の薬学部(これらに相当する学部を含む。)の5年生で、薬学共用試験に合格 (3) 大学院修士課程を修了又は大学を卒業した年の翌年4月末日までに製造業を営む企業(製造業を営む企業が100パーセント出資する非製造業の企業であり、かつ、主として出資者である企業の製品の製造に関する業務を行っていることと認められるものを含む。)の山口県内の事業所(以下単に「県内情報サービス業」ともいう。)で就業することを希望する方。	令和6年9月30日			
6	○	○	○		鹿児島県 大学等奨学金返還支援	原則として、大学(学部)在学中に借り受けた機構奨学金又は、育英財団奨学金の全額。ただし、奨学金返還支援を満たす前に返還をした奨学金の額及び返還期限猶予された奨学金の額は支援対象外とする。 ※大学院に進学した場合は、在学中に借り受けたいずれか一つの奨学金の全額を支給対象とする。	次の①・②のいずれかに該当し、かつ、③から⑥までの全てに該当する者 ①鹿児島県内の高等学校等(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校(高等課程)(以下「高等学校等」という。)を卒業した者 ②鹿児島県外の高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験合格者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校を卒業した者に限る。) ③大学又は大学院に在学し、令和8年3月(令和7年度中を含む。)に大学等を卒業(修了)予定の者 ④独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金又は公益財団法人鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けている者又は受けていた者 ⑤大学又は大学院を卒業(修了)後、県内企業等に就業する意志があり、かつ、県内居住を希望する者 ⑥鹿児島県等が実施する返還免除の制度が設けられている修学資金等を受給していない者 (例) ・へき地勤務医師等修学資金 ・鹿児島県看護職員修学資金 ・鹿児島県獣医師確保対策修学資金 ・鹿児島県保育士修学資金	令和6年7月26日～ 11月29日				

③ その他経済援助一覧 (令和6年度に募集があったもの)

※ 下記は令和6年度の募集状況を示しております。申請する場合には、当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。

附番	対象			学部や専攻	奨学金名 団体名等	助成対象期間	助成額	出願資格等	申請締切	備考	推薦書
	学部	修士課程	博士課程								
7	○	○	○		岡山県教員奨学金返還支援	原則として、補助金の交付決定を受けた方は、岡山県内の公立小学校(岡山私立の小学校を除く)の教諭として10年を超えて勤務することを前提として、採用後2年目から11年目までの間、その前年度における勤務状況等に応じて、毎年度補助金の交付を受けることができます。毎年度の補助金額は、次のとおりです。	1) 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間 卒業(修了)前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額以内 2) 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間 卒業(修了)前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額以内 (ただし、補助上限額は、第一種奨学金の学校等及び通学形態の区分に応じた月額最高額) 3) 第一種奨学金及び第二種奨学金の両方の貸与を受けた期間 卒業(修了)前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額(ただし、補助上限額が、2の区分と同様)	申込日時点で次のすべてに該当すれば応募可能 (1) 日本学生支援機構の奨学金(第一種奨学金又は第二種奨学金)の貸与を受け、返還予定又は返還中の方。 (2) 採用試験に初めて出願する予定の方 (この中の「採用試験」とは、R7年度に実施するものを指す) (3) 原則として、採用試験に合格した年度の翌年度の4月1日から岡山県の小学校教諭として10年間を超えて勤務する予定の方	令和7年4月		
8	○	○	○		徳島県奨学金返還支援制度	大学を卒業後、県内事業所で3年以上就業した場合に支援を開始し、就業4年目から8年目までの5年間、毎年度、助成金額の1/5を奨学金の返還に充てる費用として助成(補助)します。	(1) 大学(短大除く)、大学院、高専 ①無利子奨学金借受総額の1/2【上限100万円】 ②有利子奨学金借受総額の1/3【上限70万円】 (2) 短大 無利子奨学金借受総額の1/2【上限50万円】 (3) 専修学校専門課程 無利子奨学金借受総額の1/2【上限80万円】 ※既卒者にあつては、上記金額と奨学金返還残額(R7.3.31時点)のいずれか少ない額	次のいずれにも該当する方 ①日本学生支援機構奨学金等(徳島県が認めるもの。)の貸与を「受けている方」又は「受けていた方(既卒者にあつては返還残額がある方(滞納がある場合を除く))」 ②徳島県内の事業所に正規社員として就業を希望する方(公務員を除く) ③大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校洗面課程(大学等)を、「令和6年度(3月に限る。)」または「令和7年度(3月以外も含む。)」に「修業年限以内」で卒業し、翌年度の9月末までに就業を開始する方 (既卒者にあつては、大学等を「修業年限以内」で卒業した方で、令和6年12月21日から令和8年9月末までに就業を開始する方) ④徳島県に住所を有する予定である方 (既卒者にあつては、令和6年8月1日時点で県外に在住し、徳島県に移住することを希望する30歳(令和7年4月1日時点)までの方)	2024/8/1~2024/12/20		
9	○	○	○		三重県奨学金返還支援事業	①学生の場合 大学等を卒業後、三重県内で居住且つ就業の条件をみたしたうえで、4年間経過した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間経過した場合に残額を交付します。 ②既卒者の場合 支援対象者として認定を受けた日以降に、三重県内で居住且つ就業の条件を満たしたうえで、4年間経過した場合に助成予定額の1/3を甲府市、8年間経過した場合に残額を交付します。	①学生の場合 在学中に借入予定の奨学金の総額の1/4にあたる額(上限100万円) ②既卒者の場合 支援対象者として認定を受けた時点の奨学金借入残額の1/4にあたる額(上限100万円)	それぞれの要件(1)~(5)までのすべてを満たす方が対象です。 (1) 対象者 【学生の場合】 申請時に、大学等の最終学年又は最終学年の1年前の学年の在学学生 【既卒者の場合】 申請時、三重県外に居住しており、三重県内で就業していない方 (2) 対象奨学金 【学生の場合】 日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方 ※三重県外に居住かつ三重県外大学等在学中の方は、第一種奨学金に加え、第二種奨学金(有利子)又はこれに準ずる奨学金も対象となります。 【既卒者の場合】 申請時に、日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金又はこれに準ずる奨学金を返還中である方 (3) 年齢 令和7年3月31日時点で35歳以下の方 (4) 居住地域 三重県内への定住を希望する方 (5) 対象企業・対象業種 三重県内に事業所を有する企業・団体等(本社所在地は問いません)への就業を希望する方又は三重県内で個人事業主としての就業を希望する方 ※公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業は除く。	令和6年7月9日~ 令和6年12月20日	(例) 在学中に借受予定の奨学金総額が400万円の場合 助成金額は、100万円となります。大学等を卒業後、就業し、対象地域に4年間居住した場合に33万円を交付し、8年間居住した場合に残り67万円を交付します。	
10	○ 4年生	○ 2年生			東京都中小企業人材確保	登録企業があらかじめ選択した額を最大3年間にわたり助成する。	企業が設定 ①30万円(年額10万円) ②72万円(年額24万円) ③150万円(年額50万円)	以下の要件すべてを満たすこと 1. 次のアからウまでのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者の技術者として就職を希望している者 ア 大学(短大除く)、大学院、大学校(4年制大学に相当するものに限る)若しくは高等専門学校(専攻科)を令和7年3月31日までに卒業又は修了予定の者 イ 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了しており、かつ、満30歳未満の者 ウ 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了後3年以内の者 2. 次のア又はイのいずれかの奨学金を借り入れていること ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は、第二種奨学金 イ 代理返還制度を実施している公的機関実施の貸与型奨学金で東京しごと財団理事長が認めるもの 3. ほかの制度による奨学金の返還免除等を受けていない者	令和7年3月14日		
11		○		工学・理学・農学・薬学	青森県 あおもり若者定着奨学金返還支援制度	就職後3年後と、6年後の2回に分けて、県から直接、貸与期間に繰上返還。	・企業が設定 60万円 100万円 150万円 のいずれか	・大学・短大の卒業者(2024・2025年卒業見込み者含む)で、採用時に35歳未満の方 ・「日本学生支援機構」または「青森県育英奨学会」の奨学金利用者 ・青森県内で正規雇用されていない方			
12	○	○	○	工学・理学・農学・薬学	奈良県 大和郡山市奨学金返還支援制度	令和4年4月1日~令和7年3月31日	3年間最大54万円	次のすべてに該当する方 1) 大和郡山市に住所を有し、5年以上定住する意思のある方 2) 助成金申請初年度の4月1日に満30歳未満の方 3) 大学等を卒業後に滞りなく行っている方 4) 世帯で市税等の滞納が無い方 5) 他の制度で、奨学金を対象とした助成・補助を受けていない方 6) 次のどちらかに該当する方 ア. 大和郡山市に本社を有する中小企業に正規雇用された方 イ. 一定の専門資格を有し、大和郡山市内の社会福祉事業所等で正規雇用されている方			
13	○ 4年生				キーエンス財団奨学金返済支援制度	金額：返還総額の50%を一括で返還(ただし、最大240万円まで) 方法：キーエンス財団からJASSOに対して直接返還(2025年7月以降返還予定)	以下いずれの各項にも該当する者 なお、他の奨学金等との併用についての制限はありません。 ・2025年3月に日本の大学を最短期間修業年限にて卒業する見込みがある者 (4年制の学部・学科生に限る。ただし通信課程及び夜間学部生、並びに留学生を除く。) ・2024年4月1日現在、23歳以下である者。 ・JASSOの貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金を問いません)を受けている者 ・返還期限満了の対象者は除く。 ・当財団の4年間給付型奨学金を受けたことがない者 ・在籍大学が当財団からの求めに応じ選考に必要な情報を提供することに同意できる者 ・勉学に励み価値ある大学生活を送っている大学生	①予備選考(Web選考): 2024/10/1~2024/11/13 ②本選考(書類提出): 2024/11/26~2025/1-24 (Web選考): 2024/11/26~2025/1/24			

③ その他経済援助一覧 (令和6年度に募集があったもの)

※ 下記は令和6年度の募集状況を示しております。申請する場合には、当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。

附番	対象			学部や専攻	奨学金名 団体名等	助成対象期間	助成額	出願資格等	申請締切	備考	推薦書
	学部	修士課程	博士課程								
14	○	○	○		東京都介護職員奨学金返済・育成支援事業	一人当たり、補助対象期間の開始月から連続する5年間を上限【補助対象期間の開始月は、次の4要件をすべて満たした月】 ①職員の採用 ②奨学金返済手当等制度の創設 ③奨学金返済手当等の支給開始 ④奨学金返済開始 ※令和6年度は、交付基準日（令和7年1月1日）までに上記の要件をすべて満たしていることが必要。 ただし、秋入学・秋卒業のため交付基準日時時点で返済開始前である場合は応相談。	事業者が奨学金返済相当額を手当等として支給した額の全額（1人当たり月5万円・年60万円を上限） 【以下3つを比較したうちの最も低い額】 ア. 在籍期間中の奨学金返済手当等の対象者への支給額（実際の支給額） イ. 対象者の奨学金返還額（補助対象期間中） ウ. 補助基準額	次の（1）又は（2）のいずれかに該当し、採用日までに学校等を卒業し、かつ対象事業所に在籍している者 （1）令和6年度（R6.1.2～R7.1.1）に常勤介護職員（有期雇用を除く）として採用され、介護福祉士となる資格を有しておらず、在学中に貸与を受けた奨学金の返済を行っている者（採用日以前に、介護職員として通算6ヶ月を超えて勤務した経験がない者。ただし、学校等の在籍中にアルバイト等として勤務した経験をの除く。） （2）令和5年度の本事業の対象者（※）であり、常勤介護職員（有期雇用を除く）として勤務しており、在学中に貸与を受けた奨学金の返済を行っている者（※）平成31年度、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の本事業の対象者であって、長期休業により奨学金返還期限の猶予中であること等のやむを得ない事情によって令和5年度の本事業の対象者とならなかった者を含む。	①令和6年11月22日 ②令和7年1月10日		
15	○	○	○		公益財団法人電通育英会	原則として1年間の単年度助成とします。 但し、女性対象活動を継続することにより一層の効果や成果が期待できる場合、2年を上限に継続助成することがあります。	1件、（一団体）あたり上限金額100万円	【助成対象となる事業・プログラム】 ①次世代リーダーの育成。リーダーシップ育成に資する活動 様々な領域・分野においてリーダーシップを発揮できる次世代のリーダーを育成未了活動を対象とする。 ②学生（学部生・院生）が主体となって活動する育成プログラム 参加する学生が主体となって活動し成長するための人材育成のプログラムをしっかりとデザインした活動を対象とする。 ③多様な活動分野・テーマを対象 社会課題解決、地域活性化、教育、学術研究、国際交流、災害支援、文化芸術などの様々な分野・リーダー育成に取り組む活動を対象とする。	令和5年11月30日		
16	○	○	○		東京都障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業	一人当たり、補助対象期間の開始月から連続する5年間を上限とする。 ※補助対象期間の開始月は、次の4要件を全て満たした月とする。 ①対象者の採用 ②奨学金返済手当等制度の創設 ③奨学金返済手当等の支給開始（貸与や一時金の場合、支給（対象）期間の最初の月が開始） ④対象者の奨学金返済開始 ※令和6年度は交付基準日（令和7年1月1日）までに上記の要件を全て満たしていることが必要である。	対象者一人当たり月5万円、年60万円を上限とする	(1) 次の①～⑤の要件をすべて満たす者 ① 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに補助対象事業者(※1)に常勤の福祉・介護職員（有期雇用を除く。）として採用されること。 ② ①の採用日までに学校等(※2)を修了又は卒業しており、補助対象事業者に採用される日以前に、障害及び高齢分野において、福祉・介護職員として、通算6か月を超えて勤務した経験がないこと。ただし、学校等の在籍中にアルバイト等として勤務した経験は除く。 ③ 令和6年4月1日現在、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師資格をいずれも有していないこと。 ④ 奨学金を現に返済していること。 ⑤ 補助対象事業所に在籍していること。 (2) 次の①～④の要件をすべて満たす者 ① 令和5年度の本事業の対象者であった者(※3)（令和5年度本事業の「確定通知書」の発行を受けた者） ② 奨学金を現に返済していること。 ③ 補助対象事業所に在籍していること。 ④ 常勤の福祉・介護職員（有期雇用を除く。）として勤務していること。 （※1）P.1の「3 対象事業所」を運営する事業者 （※2）学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めがある大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校 （※3）令和4年度以前に本事業の対象者であったが、長期休業による返済猶予中等のやむを得ない事情により令和5年度の対象者とならなかった者を含む。			